

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議

第2回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第2回） 議事次第

日 時 平成25年8月8日（木）16:00～18:01

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

議 題

1. 内閣府からヒアリング
2. 近藤原子力委員長からヒアリング
3. 原子力規制庁からヒアリング

○森田座長 皆さんこんにちは。本日も御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまより第2回「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

本日は山本大臣に御出席いただいておりますので、まずは一言御挨拶をお願いいたします。

○山本大臣 本日もお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。第2回の会議の開催ということで、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

前回の会議にも伺ったのですが、残念ながら日程の都合で本当に短い時間しかいられなかったのですが、きょうは最後まで2時間、皆さんの御議論をぜひとも聞かせていただきたいと思っております。

原子力をめぐる変化を踏まえて、この原子力委員会の役割も抜本的に見直していく必要があると考えておまして、きょうは近藤委員長からこれまでの原子力委員会の活動等についていろいろ詳細なお話があり、それを踏まえてまた活発な御議論をしていただければということで、ぜひとも忌憚のない意見交換をしていただければと思います。皆さんの御報告を踏まえて、しっかりとした見直しの方向を打ち出していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○石井参事官 それでは、議事次第にございます配付資料、参考資料に沿って確認をいたします。

資料1「原子力委員会の所掌事務と現在の活動状況等」。内閣府の資料でございます。

資料2「原子力委員会の活動について」。近藤委員長の資料でございます。

資料3はヒアリング資料でございますが、原子力規制庁の資料でございます。

参考資料として「原子力委員会の役割（1950年代～現在）」ということで、前回の資料を少し直したものでございます。

卓上にはA3の資料もあわせてついているかと思っております。

そのほか資料とは別に、机上にハードファイルを置いてございます。これは前回の資料と、お送りさせていただいた原子力関係の予算に関する資料でありますとか、原子力政策大綱など、一応御参考ということで机上に置かせていただいております。これらについてはまた次回以降使わせていただきますので、机上に置いておいていただいて、また次回、使わせていただきたいと思っております。もしこの内容について御自宅または勤務先にお送りいただきたい方がおられれば、お申し出いただければお送りさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、前回御欠席で本日御出席になりました委員から、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

まずは前回、座長代理を指名させていただきました、城山委員、お願いいたします。

○城山委員 東京大学の城山と申します。よろしくお願いいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、続いて吉岡委員、お願いいたします。

○吉岡委員 吉岡です。

前回の民主党政権時代の原子力委員会見直し有識者会議にも参加いたしました。原子力委員会には1997年から2009年まで専門委員を務めました。よろしくお願いいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

本日は寺島委員、山地委員は御欠席との連絡を受けております。橘川委員も少しおくれて御出席と聞いております。

なお、本日の会議も公開で行います。また、本日も原子力委員会の近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁の担当者の方に御出席をいただいております。関係府省の方は基本的には質問にお答えいただくための御出席でございますので、よろしくお願いいたします。

本日は3件のヒアリングを予定しております。

まず内閣府から、続きまして原子力委員会の近藤委員長から、そして最後に原子力規制庁からヒアリングを行う予定であります。

早速、第1の議題ですけれども、内閣府の発表は次の近藤委員長の発表と密接にかかわっておりますので、発表後の質疑は本当の事実関係の確認にとどめまして、御意見などは近藤委員長の発表の後でまとめてお願いしたいと思います。

それでは、内閣府から発表をお願いいたします。

○板倉参事官 それでは、お手元にお配りしております資料1と参考資料を用いまして御説明申し上げます。

前回の御議論の中でいただきました御意見を踏まえまして、一部資料を追加いたしました。また、資料を一部修正いたしました。それらをあわせまして参考資料という形で改めて閉じ直しているものでございます。

参考資料の追加点、変更点でございますが、5ページでございます。前回の御議論で原子力政策をめぐる歴史の分け方、1期、2期、3期というふうに分けておりましたけれども、これについては違和感がある、特に福島第一発電所の事故を契機に大きく事態が変わっている、という御指摘もございましたので、その点を考慮いたしまして第3期の部分を事故の前と後に大きく分けることで、第4期という形で追加をいたしました。

これを踏まえまして7～9ページ、字が小さいので委員のお手元にはA3拡大版を配付してございますけれども、活動経緯の詳細な分類表につきましても第3期を2つに分けまし

て、第4期というものを新しく設けまして、そこで原子力発電所事故以降の原子力委員会の活動につきましては切り分けてございます。特に原子力委員会は2期と3期の間で大きく組織形態が変わり、所掌事務も変わった。さらには3期と4期の間で原子力規制委員会が設置されたことに伴いまして、所掌事務が変わったということで、所掌事務と組織も変わったことを踏まえまして、4期体制で整理させていただいてございます。

そのほか委員のほうから御指摘がございました、電源3法に基づく電源立地地域対策交付金制度の開始についても触れるべきということで、第1期の行政組織の変遷のところに新しく追記いたしました。

また、第3期の時代背景の部分でございますけれども、いわゆる原子力カルネサンス、温室効果ガス対策としての原子力の再評価の動きといったことも、大きく影響しているという御指摘がございましたので、追記いたしました。

同じく第3期でございますが、行政組織の変遷の欄でございますけれども、原子力立国計画につきましても追記した次第でございます。

7～9ページの変更点は以上でございます。

続きまして10ページですが、原子力委員会委員長が国務大臣でならないとする規定の削除について、当時どのような認識だったかという御質問がございました。改めまして当時の経緯を確認いたしまして、若干文章を修正いたしました。

該当部分を読み上げますと、原子力委員会委員長に関し、学識経験者とすべきか国務大臣とすべきかについては専門性、民主性、中立性、閣議への反映等の観点から議論が行われたが、省庁再編における審議会等の整理合理化の議論の過程において、原則として国務大臣を委員としない方針が示されたことを踏まえて、これに従うこととした。すなわち方針が示されたことを踏まえまして、これを尊重して特段の議論を行わずにこの方針に従うことにいたしまして、原子力利用は多岐にわたる分野への広がりを見せ、高レベル放射線廃棄物の処分、高速増殖炉開発など高い専門性と、長期にわたり継続して問題に取り組む必要が出てきたことも考慮し、学識経験者も含め、最適な者を委員長に任命することとした。こういった経緯であるということでございます。この部分を修正してございます。

12ページ、原子力委員会事務局職員の推移について詳細な数字を示すべしという御指摘をいただきました。職員数につきましては4番目の欄に書いてございます。1998年度下旬と書いてございます。これは省庁再編前の数字でございまして、これにつきましては注にありますように、科学技術庁原子力局原子力調査室の人数を記載としてございます。

これは11ページにも、先日御説明しましたとおり、省庁再編以前は科学技術庁の原子力局全体で事務局体制を担っていたところでございますが、この全体の実数、数字につきましては把握できなかったことから、中核的な組織であります原子力調査室、これは定員上は3名でございますが、実数は12ページにあるように14名ということで、他省庁、他組織からの併任も含めて14名の体制で実施をしていたところでございます。

他方、2004年度下旬以降、これは省庁再編以降でございまして、職員数につきましては

24名、20名、20名、15名と変遷しております。この括弧の中は、うち電力会社からの出向者でございます。これにつきましては2013年度上半、現時点ではゼロになってございますが、これは昨年6月末に電力会社からの出向者を全て記入させることにいたしました結果、5名減ったということございまして、このような数字になってございます。

13ページ、IAEAの事業内容と関係行政機関との関係。原子力委員会の役割を議論する上ではIAEAとの関係も非常に重要であるという御指摘がございましたので、改めてこのような整理をさせていただきました。

まずIAEAの事業そのものでございますが、14ページに参考としてお示ししております。これは外務省のホームページから情報をいただいたものでございますけれども、IAEAの事業は冒頭に書いてございますように、①としまして原子力の平和利用に関する分野と、②原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止するための保障措置の分野に大別されるということでございます。この大きく2つの分野に関して、下にその詳細が書いてございますが、分けられるわけでございますけれども、これらについて関係省庁が分担しながら寄与しているということでございます。

13ページに戻っていただきまして、まずIAEAは年に1回、9月に総会がございまして、これにつきましては総会に対する国内調整は原子力委員会が担っている。政府全体の複数の省庁にまたがるということから、原子力委員会が国内調整を実施してございます。政府代表演説については外務省が作成するということでございます。

実際に総会に出席して、代表演説を發表するのは従来の慣例でございますけれども、原子力を担当する内閣府特命担当大臣が原子力委員会も所掌してございますが、総会で代表演説を發表するということでございます。

加えまして2国間会談を通じて各国と意見交換。これは大臣に随行している原子力委員長が毎回総会に出席しますが、この原子力委員長が各国の閣僚級の代表、もちろん大臣もバイの会談を行いますけれども、その陪席をしながら各国の閣僚級代表と会談をする。さらには大臣の不在の際には、みずから原子力委員長が各国の代表さらには原子力委員会の委員長などとも会談しながら意見交換をすることとしてございます。

実際の事例でございますが、15ページにございます。これは昨年のIAEA総会の例でございますけれども、近藤原子力委員長が出席されまして、2国間会談、下に書いてございますような代表の方々と会談をしてございます。下に書いてございますように、意見交換では福島の話、状況についての御説明等々を行う。最新の我が国のエネルギー、原子力政策の検討状況について説明するということをしてございます。

こうした活動、これは累次にわたって行うことによりして、専門的、科学的な立場から我が国の包括的な原子力政策を発信し、意見交換をし、また、長期にわたる継続的な交流による信頼関係を醸成することで、各国との信頼醸成、さらにはIAEAとの信頼醸成に寄与しているというのが、これまでの活動の大きなポイントでございます。

そのほか13ページに戻りまして、原子力の平和的利用につきましては5つの分野に分け

てございます。これらにつきましては国内の関係省庁の分担に応じてそれぞれ貢献する。保障措置につきましては外務省さらには原子力規制委員会、これはことし4月から文部科学省から規制委員会に所掌が移りましたが、原子力規制委員会と外務省が対応するという形で、IAEAの事業に対しての協力さらには対応をしております。

16ページ、17ページには特段の変更は加えておりません。

以上が前回からの追加、修正点でございます。

資料1が本日のメインの説明資料でございます。原子力委員会の所掌事務と現在の活動状況等についてということで整理をいたしました。

2ページ、一番左側の欄が所掌事務となっております、こちらは原子力委員会の設置法第2条に書かれております法律上の所掌事務を書いてございます。原子力利用に関する政策に関することが(1)から次のページにずっと続いておりまして、14ページから第2条第2項の業務である関係行政機関の原子力利用に関する事務局の調整に関すること。15ページは関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関することというふうが続いております。このような形で所掌事務ごとに現在の活動状況等を整理いたしました。

左から2つ目の欄、現在の活動状況につきましては、所掌事務ごとに分類された中のさらに細分化された分野でございますが、具体的には例えば原子力政策大綱方針の策定といった業務がございます。これにつきましては活動の成果としまして実際に2005年に直近の原子力政策大綱が策定されまして、卓上に配付されているものでございます。

この政策大綱を策定する過程では、関係省庁等の協力を得ながらつくってございまして、実際には外務省、文科省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省等の省庁が関係してございます。さらには※印に書いてございますように、それぞれの関係省庁の審議会などとも連携をとりながら議論を進めているということで付記しております。

こうした業務でございますが、事務の必要性につきましても改めて整理させていただきました。この原子力政策大綱につきましては、原子力政策の分野では基盤整備や技術開発に長い時間を要するものがあることから、基本方針は必要であるという考えでこの原子力政策大綱を作成しているものでございます。

仮にこういった業務を今後もいずれかの機関が担うとした場合の課題ということで、一番右側の欄に整理させていただいております。課題は2つに大きく分けました。事務局体制関連でございます。この業務をいずれかの組織が担うとした場合に、現在、私ども原子力委員会の事務局の規模に照らし合わせてみて、十分な規模の事務局なのかどうかという観点から課題として挙げさせていただいておりますが、仮に原子力政策大綱をいずれかの機関が作るとした場合に、包括的な基本方針の策定には相応の事務局機能が必要ということで、現行の事務局体制では十分ではないというのが私どもの認識でございます。

一番右側でございますけれども、前回の有識者会議における指摘事項という欄を設けました。これは注にもございますように、昨年の有識者会議で出された報告書に、これは設

置法の所掌事務ごとに指摘事項が書かれてございます。原子力利用に関する政策に関することに関しては、全体的な政策は少なくとも当面は内閣府直轄の組織が担当することが適当という形で指摘がなされてございますので、それを付記させていただきました。

政策大綱のみならず、原子力利用に関する施策に関しては2ページ目の下のほうにございますが、政策評価の実施も行っております。政策評価部会というものを設置しております、活動の成果としましては2006年に政策評価の実施要領をまず決めまして、これに基づきまして評価部会で分野ごとに評価をするという作業を実施しております、関係省庁からもヒアリングをすることにしております。これにつきましては社会ニーズを踏まえた効果的、効率的な原子力政策の実施のため、政策評価の実施が必要だと考えてございます。

仮にこれをいずれかの組織が今後とも続けるとした場合には、相応の事務局機能が必要であろうという業務量だと考えております。

3ページも原子力利用に関する政策に関することに分類できるわけでございますが、平和利用の推進という業務を担っております。活動の成果としましては、これは2001年以降のものを整理したものでございますけれども、我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方についてという決定を2003年にいたしました。これは余剰プルトニウムを持たないという考え方を世に示したものでございますが、その考え方に従いまして現在も毎年でございますが、我が国のプルトニウム管理状況を公表する。この公表するデータにつきましては右にありますように、原子力規制委員会の協力を得ながらデータを入手して公表している。施設ごとに分離プルトニウムの状況を公表するということをしております。

これも2003年の原子力委員会決定に基づいて行っているものでございますが、事業者が公表したプルトニウム利用計画についての妥当性の確認を行っております。プルトニウムを分離する前に事業者より利用計画を公表すべしという考え方、さらには公表された計画をもとに原子力委員会として妥当性を確認するということを、事業者の公表のたびに行っております。

また、IAEAに対しては我が国のプルトニウム管理状況を公表するわけでございますが、これをIAEAに対しても報告をし、これは日本のみならず、幾つかの国で自主的に実施しておるフレームワークでございますが、それらとあわせてIAEAでそれを取りまとめて公表していくことを行っております、国際的にプルトニウム利用の透明性の確保がなされております。

こうした事務につきましては、必要性のところに書いてございますが、我が国はこれまでも積極的に核不拡散を初めとする原子力の平和利用に取り組んできており、国内での理解を得るとともに、国際社会との関係性において原子力、核燃料サイクル政策の透明性の確保が必要であるということで、こういった作業を行う。さらには国際約束に基づき、平和利用の取り組みの一環として報告が必要であるということで、この事業を実施しているところでございまして、事務局のリソースに関しましては特に現行の体制で十分であろうということで、問題はなしとさせていただいております。

他方、前回の有識者会議における指摘事項としましては、これは本件のみならず、包括的に政策全般についてでございますが、平和利用の担保、バックエンド政策等の企画立案等については、原子力委員会または後継組織が担当することが適当という御指摘がされてございます。

そのほか平和利用に関しましては、これは北朝鮮の例でございますが、北朝鮮が核実験をする都度、声明を発表してございます。これは核実験が行われてから1日後ないしは2日後という非常に短い期間のうちにこの声明を発表するというところでございまして、国際社会に対して平和利用の重要性をアピールすることに取り組んでいるところでございます。こうしたところはこれまでも積極的に、核不拡散を初めとする原子力の平和利用に取り組んできている中、国際社会においてプレゼンスを示すことが非常に重要であるということで実施をしてございます。

4 ページ、同じく平和利用の推進でございます。日本とインドが原子力協力協定を交渉開始するに当たって、原子力委員会としては見解を発表しております。

若干昔の話になりますけれども、国際核燃料サイクル評価（INFCE）という取り組みがございました。これは既に終了してございますが、ロンドンサミットに端を発しまして、核燃料サイクル全分野の技術的な分析作業を共同して行おうという取り組みでございまして、こういったことにも原子力委員会は積極的に取り組んできた事例でございまして。

それから、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の防護の在り方についての基本方針も策定いたしました。これは核セキュリティ関連ということで既に原子力規制委員会へ移管しております。

1点ミスプリントがございまして、修正させていただきたいのですが、この核物質防護に関する基本方針について、関係省庁等における業務という中に総合資源エネルギー調査会の記載がございまして、あくまでも規制に関する話なので、この記載は間違っておりますので削除していただければと思います。下の段も同じでございます。

5 ページ、核燃料サイクル・バックエンド政策につきまして、これは2011年9月、事故後ですが、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会を設けまして、集中的に検討を実施いたしました。核燃料サイクルコスト、事故リスクコストの試算についてという原子力委員会決定、さらには核燃料サイクル政策の選択肢についてという原子力決定を行っております。事務の必要性としましては、核燃料サイクル政策については超長期にわたる方針の策定が必要であるという観点から、こういった分析、さらには政策の提示を行っているわけございまして、事務局体制に関する課題としましては、サイクル政策の方針策定についてはエネルギー政策全体について方向性が示されることが必要であり、当該分野の政策に関する方針の取りまとめには、相応の事務局機能が必要であるということで、十分な分析調査のもとにこういった方針を出すことが重要だろうということでございます。

6 ページ、同じくサイクル・バックエンド政策につきまして、これも同様でございます。高速増殖炉サイクル技術の今後10年程度の間における研究開発に関する基本方針の策定、

さらには長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分。いわゆる超ウラン元素などの廃棄物についての処分方針についての決定。さらにはこれらの政策についての評価、取り組みです。原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取り組みの基本的考え方の評価についてということで取り組みを行ってございます。これにつきましては右側のほうは大体同様でございますので、説明を割愛いたします。

7ページ、同じく核燃料サイクル・バックエンド政策につきましても同様でございますが、活動の成果の中で今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取り組みについて見解というところがございます。見解で特にこれは2012年12月に発表したものでございます。昨年11月、12月に見解を5つ発表してございまして、これは2012年現時点において非常に重要である分野についての見解を示したということで、引き続き原子力委員会としてはこの分野についての方針を示すことが重要であるという観点から、5つの見解を示してございまして、そのうちの1つが高レベル放射性廃棄物の見解でございます。こうしたバックエンド対策につきましては、超長期にわたることから安定した基本方針を示すことが必要だろうということでございまして、相応の事務局機能を充実させながら、こういった方針を今後とも何らかの形で示すことが重要だろうと考えている次第でございます。

放射線利用でございますが、これにつきましては食品への放射線照射について厚生労働省との協力のもと、こういった方針を出しております。また、放射線利用についての評価も行っております。これにつきましては特に事務局体制についての問題はなかろうと考えています。

国民との対話でございます。これは1990年代後半以降、特に2000年代になってから活動が活発化したものでございまして、先日もお示ししましたとおりでございますが、市民参加懇談会さらには原子力政策大綱（案）に対する御意見を聴く会といった活動を続けてございます。こうしたことは原子力政策を進めていく上で国民の信頼醸成は不可欠であり、透明性の確保、内外への説明に積極的に取り組むことが必要という観点から重要だと考えてございます。事務局体制については、特に問題はなかろうということでございます。

そのほか透明性の確保、信頼醸成としましては、先ほど申しましたように昨年12月にこちらも見解を出しているということで非常に重要な分野だろうというのが、原子力委員会としての考えでございます。そのほか評価さらにはホームページの一般公開も実施しております。

9ページ、透明性の確保につきましてはホームページにおける御意見、御質問の募集、メルマガによる情報発信なども行ってございます。

さらには国際関係でございますが、各国との意見交換。先ほど申しましたようにIAEA総会。人材育成につきましても評価、さらにはヒアリング等を実施してございます。

10ページも同様でございます。

研究開発につきましても見解を発表してございます。ITERなどにつきましても折に触れて決定を行っているところでございます。

11ページも同様でございます。核融合についての決定、さらには評価も実施している。国際協力につきましてはワーキンググループを設け、先ほど申しましたインドなどにつきましても決定をしているところでございます。

12ページ、二国間協定等の政府方針策定への参加。あとは事故対応。こういったところでは見解を公表しながら一定の方針を出してございます。

13ページ、原子力エネルギーの時期に呼応してございますが、地球温暖化対策のための原子力エネルギー、さらには成長に向けての原子力戦略といったことを検討してございます。

14ページが新しく設置法上の根拠が変わったところでございますが、事務の調整に関するところでございます。これにつきましては全体の事務の調整業務につきまして、各省庁との調整をすると一般的な業務がございますが、これについては事務の必要性のところに書いてございますように、原子力政策の方針の取りまとめの機能の必要性について検討が必要。これは具体的には課題の欄の一番右に書いてございますように、調整機能のみを要する必要性は低いということで、原子力利用に関する政策に関することと整合的に整理した結果として必要となる場合には、政策調整機能を担うことは考えられるということで、政策の調整の過程でこういった調整をすることはあり得るが、あえて1条項を設けて事務の調整をする必要があるかということにつきましては、検討が必要という趣旨でございます。

原子力関係の国際会議の事務の調整につきまして、これはさまざまな多国間協力などの枠組みの中、原子力委員会が調整機能を実施してございます。

15ページ、見積り及び配分計画に関するところでございます。見積りににつきましては、原子力委員会設置以来、実施しているわけでございますが、特に活動の成果のところを書いてございますように、原子力関係経費を毎年6～7月ごろに見積もるための基本方針というものを策定して、予算の方針を各省に示した上で、見積りそのものは10月から11月ごろ、予算編成の直前になって決定しているというのが現状でございます。それらを踏まえて予算が議決された後、毎年3月から4月ごろ原子力研究開発及び利用に関する計画として決定するということをしております。

これらにつきましては一番右側の欄にありますように、現在は実質的に形骸化しているという御指摘がございました。実際に予算編成がかなり終盤に近づいたところで見積りを決定することが1つ。さらには関係省庁が非常に限定されていることもございまして、こういった見積り作業そのものが形骸化していることにつきましては、私どもも検討の余地があるかと思っているところでございます。

配分計画に関するところでございますが、これにつきましては、これも原子力委員会設置以来、配分計画の決定というものをしております。原子力関係経費、原子力試験研究費というものがございます。これは各省庁に対して予算を配分し、国立試験研究機関に対して予算を移しがえするものでございます。これにつきましては制度そのものが終わっております。

同じく、原子力平和利用委託費という委託費もございました。こういったものにつきましても既に終了してございまして、今般、原子力試験研究費につきましても23年度に全ての課題が終了していることもございまして、同じく形骸化しているという御指摘をいただいたところでございます。

16ページ、核燃料物質及び原子力に関する規制に関すること。これにつきましては平和利用に関して原子力規制委員会から意見を求められるところでございます。これにつきましては前回の有識者会議における指摘事項としまして、これは既に原子力規制委員会が安全規制については担当していることが指摘されてございます。事務の必要性につきましては法律に基づく業務ということで実施してございますが、これにつきましては平和利用の担保措置全体について改めて議論が必要かと思っております。

原子力利用に関する試験及び研究の助成に関することにつきましても、先ほど申しましたような予算の一括計上、さらには原子力試験研究費の配分、原子力平和利用研究委託費が既に終了しているということでございまして、十分な事務の必要性につきましては、必要なだろうというのが結論でございます。

原子力利用に関する研究者及び技術者の要請及び訓練に関することにつきましても、1960年代につきましては原子力委員会で技術使者の海外派遣等を実施しておりましたが、現時点では具体的な人材育成は大学研究機関、事業者等が行っており、それらの機関において着実な実施が行われるのがよいというのが私どもの整理でございます。

17ページ、原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関することという条項につきましては、活動の成果としましては代表的なものは白書の作成がございまして、こういった原子力政策全体の縦覧性を確保することは今後必要だろうと考えてございまして、そのための事務局体制としては十分とはいえないということでございます。

上記のほか、原子力利用に関する重要事項に関することということで、他の法律に定められた意見を求められる条項につきましては、法律に基づく業務ということで必要性のところは整理させていただきました。

時間が超過いたしまして申しわけございません。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

実は城山委員がそろそろ退席をしなければならないということでございまして、前回の資料は御覧になっていると思いますけれども、御意見があればどうぞ御発言をお願いいたします。

○城山委員 恐縮です。簡単に3点だけ質問とかコメントをさせていただきたいと思っております。

1つは今日の資料1の全体の構成にもかかわるのですが、恐らく前回の議論を伺った限りは、個々の機能ごとに何が必要かどうかということ、きちんと検討をボトムアップしていくという趣旨だろうと思っております。そういう意味で言うと、必要性のところの判

断ということと、事務局体制関連と書かれているところの読み方というのは若干微妙かな、難しいかなと思ひまして、つまり結構特に事務局体制で相応の事務局機能が必要だというのが表現としてかなり多いのですけれども、これはどういうことかということなのですが、つまり現状では十分機能していないことの裏返しと読んでしまっているのか。機能していないにしても、いろんな機能をしていない課題があるかと思ひますので、そこを具体的に書き込んでいただく必要があるのかなと思ひます。

その上で恐らく機能ベースで積み上げて考えるという部分と、恐らく全体としてリソースが限定されたのだとすると、機能をどこに重点を置くのかという判断を多分しなければいけないことになると思ひますので、そういう意味で言うと相応の事務局機能が必要だというよりか、むしろ現在の体制でどういう問題があるのかというのを多分もう少し具体的に書き込んでいただいたほうが、検討に資するのかなというのが1つ目のコメントです。

2つ目は平和利用のところ、これは後で近藤先生に御説明いただくところには書かれていますけれども、平和利用の担保というので原子炉等規制法をベースに、目的に則して平和利用をダブルチェックするという機能をどうするかという話は、ここでは項目としては必ずしも独立として挙げられていないと思うのですが、それをどう考えるかという話はあるのかなと思ひます。これは多分いろいろ御議論はあると思ひますけれども、1つの考え方は、例えば今まで安全規制のほうも保安院と安全委員会というのはまさにダブルチェックをしていたわけですが、むしろ規制サイドはそこを統合して一元化する方向に行っているわけです。そういう意味で言うと、平和利用の担保というのも一元化するのも考え方としてあり得るわけで、原子炉等規制法が規制委員会に行って、しかも一定の独立性を持つ委員会が見ている、推進からは切れているということであれば、そこに平和利用の担保を委ねるのも1つの考え方としてあるのだろうと思うのです。

ただ、ここはたしか近藤先生のペーパーの書かれていたと思うのですが、平和利用の担保は不拡散とか個別の原子炉等規制法上の話だけかということ、そうではないということ、そこをどう全体考えるかという部分は確かに残ると思ひますが、その部分の議論も必要かなというのが2点目です。

3点目はこれも1つ個別の点なのですが、15ページに御説明いただいた経費の見積りの話なのですが、必ずしも十分機能していないということだと思ひますけれども、そこはなぜかというのももう少し御検討いただいたほうがいいかなと思ひます。正確には覚えていないのですが、原子力委員会ができた初期のころの白書を見ていると、見積りも今は11月と書いていますが、かなり早い段階で持って行って、一括計上してきたことをやっていた時期もあるのです。そういう意味で言うと、そこはなぜ形骸化していったのか。

規定の書きぶりと言うと、これはかなり強い書きぶりをしていて、例えば最近、宇宙と言うと宇宙開発委員会がなくなって宇宙政策委員会となっていますが、あそこはたしか見積り方針の重要事項とか、そのぐらいのレベルで一定の関与をしている部分があつて、そ

ういう意味で言うとかかなり強い書きぶりなのだけれども、なかなか機能しなかったというのはどういうことなのか検証していただいて、その上で今後を考えたらいいのかなと思いましたが。

以上、3点です。

○森田座長 ありがとうございます。

お答えを聞いている時間はないかと思しますので、また次回、議事録等で確認していただきたいと思えます。

時間も押しておりますので、早速、次に近藤先生にお話いただきたいと思えますけれども、今、城山先生が触れられた1点目ですが、資料1なのですけれども、正直申し上げまして、この前いろんな委員の方から御要望もあったところがございますが、これだけだと項目が並んでいるだけで、内容面と何が重要かというめりはりが必ずしもついていないような気がしますので、この有識者会議は十分この分野御存じの方もいらっしゃいますけれども、必ずしもそうでない方も、私も含めておりますので、できるだけ口頭での説明だけでなく、資料としてわかるような形で御準備いただければと思えます。この点につきまして、事務局の内閣官房のほうにもよろしく今後、そうした形での資料の整理をお願いしたいと思えます。

それでは、近藤先生、お待たせいたしましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○近藤院長 それでは、資料2で御説明いたします。

この資料はだらだら書いてありますが、要点を申し上げますと2つ。1つは小生が関与しました主な活動、こんなことをやったんだということの説明と、2つ目がその際に直面した課題というか、問題というか、そういうことについてまとめた資料でございます。

2ページから、まずは取り組み、どんなことをやったかについて簡単に、これも先ほど事務局のほうで丁寧に紙をつくって説明をし尽くしたような感じがありますので、細かく述べません。要点だけ申し上げますが、取り組みについては4期に分けて書いてございます。2001～2003年、2004～2007年、2008～2012年、そして今年度ということでございます。

最初の2001～2003年というのは、まさしく中央省庁再編が行われた後の時期でございます。経緯はいろいろ書いてございますが、3ページの頭にありますように、そういう変遷が行われた結果として2001年から発足した新しい原子力委員会は、一体何をやっていいかということについて大分悩んだようでございます。当面は組織変更を直前に決定した原子力長期計画、2000年12月に決定したと思えますけれども、そのガーディアンと申しましょうか、そこにあります計画の具体化のための検討をするということいろいろお考えになりまして、1つの大きな仕事としては、原子力政策円卓会議に続く新しい意見集約の場のあり方を考えるということになっていたところについて、市民参加懇談会というものを生み出したということがございます。

もう一つは研究開発のあり方ですが、主としては、しかし当時御承知のようにもんじゅのトラブル以降いろいろな問題がございましたところで、高速増殖炉の研究開発をどうす

るかということについていろいろ議論をして、とりあえず新しい時代の高速増殖炉の研究開発とは一体何だろうかということを考えるという趣旨で、実用化調査研究というものを推進すること。そして、我が国にとって核燃料サイクルとは何だろうかということについて、国民に説明することが必要だということで、そのための資料を作成し、あるいは御説明のための市民対話の会合を持ち、さらには当時、福島県の佐藤栄佐久知事が割とこの問題に熱心だったこともございまして、福島県とのやりとりも行われたこともございます。

2003年になりますと六ヶ所工場に関して、先ほど御紹介のプルトニウム利用計画についての委員会決定を行うことがございました。

2004～2006年のキーは、ここから私が委員長を引き受けたのですが、核燃料サイクルに係る取り組みのおくれやらエネルギー基本計画の策定、原子力2法人の統合などが起こりまして、そうした情勢変化を踏まえて原子力長期計画の改定が必要かと判断いたしまして、これの改定作業にとりかかったのが大きな仕事でございました。5つの基本理念と5つの基本目標を掲げたものを、1年の猶予をかけて取りまとめたということでございます。

ただし、この場合、4ページの頭にありますように長期計画という名称をやめまして、原子力政策大綱という名称にこのとき変えさせていただきました。趣旨は内閣府の審議会ということで、基本計画と言いながら各行政庁の活動の詳細に踏み入ることなしとうことで、統一のための基本方針という性格のものであろうかということ、大綱としたということでございます。

これは新しい原子力委員会でございますので、それが一体政府の中でどう位置づけられるかということについて大分、事務的にも苦労したわけでございますが、最終的には総合科学技術会議、これは一種、閣僚委員会でございますので、ここにおける議論を経て閣議に上げるということで、閣議において政府はこれを尊重し、原子力研究開発利用を推進するという格好の閣議決定をいただいたところでございます。

それを受けてというべきか、総合エネルギー調査会原子力部会はこの目標を実現するべく政策を議論して、2006年にいわゆる原子力立国計画のタイトルのもとの紙を取りまとめ、これが2007年のエネルギー基本計画に反映されたという歴史がございます。

それから、そのほかの主なアクティビティとしましては、なるべく小さな委員会ということで、個別のテーマ、主務官庁が明らかなものについてはなるべくお任せして、基本的なことだけを申し上げるというスタイルで委員会業務をやることにかえまして、多くのものを文科省、経産省にお願いしたところではありますが、ただ、放射線による食品照射だけは、この当時から農水省が食品行政に関してはいわゆる推進行政をやめて、規制行政に軸足を移すことになってしまいましたので、これは担いでたけないということで、食品安全委員会がこれを検討対象として取り上げるまでは、原子力委員会が担がねばならぬかということで若干の活動をしたことございます。

その他、それまで非常に長い時間をかけて国内外でやりとりが続きましたITERの立地です。これがフランスのカダラッシュに立地されることが決まりましたので、それを踏まえ

て今後の核融合に関する研究開発の基本計画を2005年にまとめる。

それから、先ほど申し上げました高速炉の研究開発のあり方についての検討の結果が上がってまいりましたので、それを踏まえて今後10ぐらいの我が国における高速炉サイクル技術の研究開発の取り組みの基本方針を決定したところでございます。これが第2期の主要な仕事でございますが、3期の2007年から2007年は、主としては政策大綱で基本理念にうたったところでございますが、絶えず施策案は評価されるべきということでありましたので、それを主として行うことで、テーマごとに約半年から1年近くをかけて政策評価の活動を行うことをいたしました。

それから、先ほど御紹介のインドの原子力供給国グループ加盟申請を受けての我が国の立場をどうするかということ。これも本来、政府の判断にかかわるところでございますが、原子力委員会としてなるべく議論を透明にすることで、そうしたことを国会の席で議論するというので論点を整理して、政府に伝えるという作業をいたしました。

2009年に至りますと地球温暖化がにぎにぎしくなりましたので、これについて、これもまたどんなことができるかなということについて、行政各部局に対して取り組みの強化を求めるとともに、そうしたアイデア、考え方について総理大臣に申し上げることをいたしました。

こうして見ますと、国際関係が非常に重要になってまいりましたので、国際部会というものを立ち上げまして、原子力にかかわる国際的な取り組みの基本的な考え方を整理していただいたこともございます。

以上があれですが、その次が、このあたりで政権が変わりまして、2010年からはまたいわゆる新しい民主党政権に選ばれた原子力委員から構成される原子力委員会となったわけでございますが、御承知のように非常に政治主導ということを強くうたわれましたので、政治と一步離れた原子力委員会にどう対応するかということについて、なかなかいろいろなやりとりがあったのですが、なるべく、しかしそういうプロセスに参加することが必要かということで、いろいろな紙をつくっては申し上げるということをいたしました。

同時に政策大綱をまとめてから5年たちまして、状況変化ありということで新しく政策大綱を見直して決めようかということ。特に原子力のイメージが御承知のように気候変動対策に対する国際約束で、非常に大量の原子力発電所を導入せねばいかんということを経産省でお決めになったこともございまして、そうしたことに対応してどうしたことになるべきなのかなということについて検討しようということで、政策大綱の議論を始めたということでございますが、開始間もなく福島事故が発生したということでこれを中止して、原子力委員会としてはオフサイト、オンサイトの取り組み、発電事業者に対しては厳格なリスク評価の実施、安全目標の適合性の確保について対策を実施し、それについて国民に丁寧に説明することを求め、政府に対しては国際社会に対する情報発信を手抜きなきようということで、6月に予定されたIAEAの閣僚会議までに暫定的な事故調査報告書を作成、公表することをお願いしたということがございます。

それから、あの事故を収束させるため容易ならざることありということで、TMI事故の後処理に参加した専門家を集めて事故炉の廃止措置のあり方についての検討をし、政府としてあらかじめ先行的に技術開発をする必要があることを提言したところでございます。

政府がエネルギー・環境会議で御承知のようにエネルギー政策の見直しを開始したこともございまして、これについて原子力関係の情報提供ということでコスト評価とか、核燃料サイクルのあり方等について我々の考えを伝えたこともございます。ただ、この会議の運営におきまして、そうした会議の資料作成時には電気事業者のデータ提供等もお助けをお願いしなければならないわけですが、その打ち合わせ会合の不透明性が問題視されることもございまして、先ほど御紹介の事務局に電気事業者からの出向者がいることもありまして、そのこと自体も問題視されたこともございまして、なかなかこの体制で仕事を進めるのはつらいなということで、皆さんにはお帰りいただくこと等も含めて、事務局体制の見直しをすることでしばらく作業を中断したこともございます。

7ページ、その結果として9月にエネルギー・環境会議報告が出たわけですが、そこでは私どもの主張、核燃料サイクルに政策課題の主張等については取り上げていただいたわけでありすけれども、他方で原子力委員会の在り方を見直すという記載もあり、この先どうするかということで大綱の審議を再開することはもはや無理という、半年という任期の問題もございましたので、しかし、いずれにしろ、原子力がどうなるにしろ大事な課題ありということで、それについては我々として理解を正し、国民の皆さんにお伝えする必要があるということでもって、先ほど御紹介がありました幾つかの見解を用意したということがございました。

2013年になりますと、新しく任期が終わったのですけれども、後任を任命せずということでございましたので、規定に従って引き続き在任ということでございましたが、非常勤の先生方には大変申しわけないということでもって、御自身で御判断いただくということで、現在は3人の常勤委員で委員会を運営しているところでございます。

こういうふうにして、しかし一度に5人の委員が変わるとするのは本来、法定事務があるこういう委員会については継続性が大事だということであればおかしいということで、原子力規制委員会についてはそんなことがあってはならないということで、規制委員会の制度設計の際にはこのことを大変強く申し上げまして、今はそういうことがないようになっていると理解しております。

以上がやったことでございますが、2つ目のテーマが所掌遂行上の課題ですけれども、だらだらと書いてありますが、先ほど既に事務的にいろいろ御紹介されたことについてほとんど関係しておりますので、要点は5つぐらいにまとまるのかと思いますけれども、3.1から3.9まででございますが、うち3.1から3.5までが言わば審議会的な取り組みです。計画をつくるとか、評価をするとか、そういう作業でございます。

これにつきましては8ページの(4)にございますように、大綱のようなものをつくるにしましても、なかなか今の事務局だけでは無理で、所管官庁が特定されるところについ

ては、その事務局に原案をお願いするというのが実態的な運営であるということでやってきたということでございます。ですから、これを今後やるとすれば、今ようにいわゆる政治主導の世界では、所管官庁の主務大臣にそういうことについて御了解をいただかないことには、事務方についてちょっと来いというわけにもいかないので、この辺は例えばそういうことをやるについて、あらかじめ閣議了解をいただくようなプロセスを設計しておかないと、今後はこんなことはできないのかなと思っております。

9 ページ、委員会への必要的付議とか、先ほどの予算の見積もりと同じです。これも事務的な説明は、先ほど城山先生の御理解とそごがあったと思えますけれども、私どもは毎年大体4月、5月、6月ぐらいには議論をして、7月には基本方針をまとめて、各省に提示して、そして、各省のお考えを伺って政府の概算要求の取りまとめまでには、我々の書いた基本方針を踏まえた予算を各省からお出しいただいているという理解でやってきたところでございます。

この場合に1つだけいつも問題になりましたのは、前回も少し議論になりました規制と推進という分け方が正しいのかということで、例えば研究開発を見て安全研究というもの。私は研究に安全研究という名前をつけること自体がおかしいという立場でありますけれども、全体として科学技術の研究開発というものを総覧して、資源配分が適切かということと言うのは委員会の使命といたしますと、ここで線引きするという議論はなかなか。そういうことで、そこが課題だなという個人的な意見を持っていることを書かせていただいております。

3.4の政策評価、3.5は技術評価ですけれども、これは割と熱心にやったのですが、御承知のように最近、政治指標としての評価というのは非常にポピュラーになってきているわけでございますけれども、私どもは当初からこの重要性を鑑みて、それなりに工夫をして取り組んできたところでございます。

3.5にあります技術の大きな課題として、例えば核融合の研究開発をどうしようとか、高レベルの地層処分をどうしようとか、高速炉の研究開発をどうしようとか、そういうことについては結構な時間を費やして議論をしたところでございますが、ここでの課題は10ページ下書いてございますように、一体これをどのぐらいのタイムスパンで、どういう時期にやっていくか、あるいはどういう手続でやればいいのか。これはなかなか悩みでございまして、予算が単年度でぐるぐる動いている中でもって1年、2年もかけて評価していいのかどうかということについて等、結構委員会としては悩みながら適切なタイミングでアウトプットを出すことを心がけてやってきたところでございます。これはしかし、さらに手続的な課題ということかなと思えます。

3.6にまいりまして平和の区的に限られるところの担保ということでございますが、これは先ほど城山委員からも御発言がございましたけれども、現在は原子力基本法の言う平和の目的に限るところについてかかわる行政作用法は原子炉等規制法であって、これについての主務官庁は規制委員会となつてございまして、そこは完結しているという理解をして

よろしいのかと思いますが、ただ1点、設置許可処分あるいは事業許可処分に際して事業目的等が平和の目的に限られるべきとの観点から、支障がないことについて規制委員会が判断をし、それについて妥当性について原子力委員会の意見を求めるという構造に法律のたてつけはなっているところがございます。

これは従来も行政庁と原子力委員会の関係がございましたのですけれども、ここで厄介なのは、平和目的に限られるとの判断が規正法の読み方なのですが、結局のところ申請者が書いてきた事業目的が適切かという判断、この目的だと平和目的に限られると読めるねということしか一行政庁からは我々に対して説明がないわけでございます、それについてはYES、NOというのはいかにもばかげたことなのであって、一方で本来、平和の目的に限られる、つまり核不拡散上のおそれがないところを担保するのは、国際常識として保障措置があるとか、核セキュリティ機能がちゃんとしているかということで判断するのは普通である。それはこの法律のたてつけからすると、個別具体については後段規制と申しましようか、詳細設計について判断するという形になっているところがございます、したがって、一次審査の段階、基本設計についての許可処分の段階の情報として、それらを持ち合わせていないという状況でその判断をせよというのが今の法律のたてつけなわけですが、これはいかななものかということをおぼろげに問題提起してきたところではございますけれども、これも水かけ論で終わっているところがございます。

しかし、これは結構厄介な問題が生じていまして、この結果として従来、規制庁は後段規制にかかわる行政行為に関して余り原子力安全委員会に対して、我々原子力委員会に対しても説明がなかった。これは例の福島事故でのB5bと称されています核セキュリティ対策について、上部委員会たる原子力委員会も原子力安全委員会も何も知らないという状況で過ごしてしまったという問題につながっているわけですが、こうしたことは、これは今の法律の問題なので、国会の責任という言い方をしたほうが的確なのですが、私として悩んだ。しかし、悩んでいてもしょうがないので、原子力委員会としては核セキュリティ保障措置については責任があるという認識で、国際会議等の議論の場にも私ども事務局からも人を参加させて、国際社会の一般原則について理解し、国内に適切に適用されるようにという、そういうことをやってきたことがございます。

もう一つ、先ほど御紹介のあったプルトニウム利用計画等の取り扱いです。これもまた規制上のことではないわけですが、世界における日本というものを考えたときにかくあるべしということを考えて、そうしたものを制度として委員会決定として皆様をお願いをするという、そういうことをやってきたということもございます。すなわち、急いで言えばそこにありますように保障措置活動や核セキュリティ活動というのは、核不拡散の担保という歯車の歯の1つ過ぎないというのが国際理解であるところ、核不拡散を国是とする我が国としては、そうした規制上の取り組み等にとどまらず、さらにより核不拡散を確かなものにしていくための取り組みについて研究開発を要請し、かつ、その成果を踏まえてインポートしていく責任があると考えてそうやってきたわけですが、これもあわせて規制委

員会がこれをお引き受けいただいたとすれば、私どもとすれば何もしなくていいわけですが、この辺について規制委員会と議論しておりませんので、規制委員会の所掌を超えるということであるかもしれません。そうでないかもしれませんし、その結果も踏まえて原子力委員会を廃止するとすれば、これをどこに置くかということはお考えいただく必要があるかなと思います。

3.7は国際対応ですが、これはぐちゃぐちゃ書いてございますけれども、急いで申し上げますと13ページの真ん中あたりに書いてございますように、国際社会のとの対応については各省庁それぞれの仕事をなさっているのですが、例えば核不拡散とか国際協力ということで大きな目標に対して各省庁が連携協力していただけることを、それをアレンジすることを誰かがやらなければならないわけです。アメリカ風に言えば省庁間協議のシステムができていればいいので、それは日本国にもあるのでしょうか、原子力委員会が声をかけてそういう場をつくるとか、こういう活動を一義的には外務省が外交活動として国際社会に新しい提案をしていくことがあるわけでございますが、外務省の活動に対しても弾込めをするといいましょうか、こういうことで社会に打って出たらどうかということについて知恵を出すということ、御承知のように外務省は、悪口を言っているつもりはないですけれども、ほとんど審議会を持たない。外交活動は非公開で準備するのは常識だと思いますが、そういう中でもって我々はどういう距離感でもってこういうことを提案するか。

一方、私どもの委員会は公開をするということでありまして、そういう弾込めをあらかじめやることも難しいのかなど。これも絶えず悩んでいろんな試行錯誤をやってきたわけでございますが、時にはささやいてというか、関係者の間で案をつくってポケットに入れていただくとか、あるいはインドのようにこれは国民の議論にさらして、国民の皆様の前で議論したらいいかと思うものについては、言わば原子力委員会が勝手に公開の場で議論をするとか、そういうさまざまな工夫をしてきたことがございます。

14ページは国際事業の展開あるいは人材育成、技術開発。この辺は全て所管官庁も明白でございますので、個別具体のことは私どもが取り組む必要はないわけでございますので、こうしたことについて目配り、気配りをするだけのことでございます。

最後（9）に第5とありますが、国際社会への情報発信です。海外に我が国の政策を紹介して、協力の可能性を絶えず探索する。これについてももちろん総理を初めとして各関係大臣がそれぞれ十分な活動をされているわけです。私どもも先ほど御紹介がありましたように、さまざまな機会を通じて我が国の政策を説明し、協力の可能性について意見交換をするということ、これを絶えずやってきたところがございます。

3.8は国民への説明。これは決定者には説明責任があるというので、絶えず国民に説明をするということ、どうするか悩むところでございますが、原子力委員会は国民の御意見を聴く会ということをやってきたのが特徴かと思えます。これは先ほど御紹介しました市民参加懇談会というものが1つそういう目的を持った、専らその目的を持った会合なのですが、先ほどのところでお示ししましたように、年に2回ぐらいずつ各地で小さな会合を

開いて、原子力施策の考え方について御説明をしようということでやってきたわけですが、これもなかなか難しく、何をやっているのか、自己満足のためにやっているのかどうかもわからないという、絶えず悩んでやってきたところでございますが、しかし、考えてみるに何かやるとマスコミがキャリーしてくれることもありまして、今の世の中はコミュニケーションが全てということであれば、何かこれからやらなければいけないのかなということが1つございます。

もう一つは自治体との関係です。立地関係の自治体の皆さんにとっては国の考えを聞きたいとかいうことは絶えずおっしゃられるわけで、それは私は当然の要求だと思いますが、そうしたことに對して応えていくということで、こういう会合を持つことは適切なのかなと思っているところでございます。今もこれについては、つい最近、これも東電福島グループに対して、こうした会議を持つことを強く要請したところでございますが、最近、地元の協議会の皆さんを現地に見学させたこともございまして、ようやく私どもの要望が聞き入れられたのかなと思っているところでございます。

もう一つは高レベルの処分場の立地問題。これはしかし全国区でございまして、どこが対象ということはないので、これについては大変困りまして、できるだけ私が時間を見つけては各県、広域自治体の首長さんにお会いするという格好で全国行脚してきたわけですが、やはりこれは政府が、内閣がきちんと取り組んでいただかなければいけないなということで、今は政府等に対して全国知事会等で要請する等の取り組みをするようお願いをしてくれているところでございます。

以上が主として取り組みをしながら悩んできたことですが、一番大きな悩みは最後の3.9でございまして、一体原子力委員会は何だと。内閣府の審議会という位置づけだったのですが、審議会と言う以上、諮問権者がいるはずなのですが、諮問権者が見当たらないという審議会でございます、それから、5人の委員会ということです。自分たちで勝手に専門部会で専門家を決めていいということで、それだけの見識があるということで5人が選ばれたとすれば、みずからの責任で選ばばいいということなのかもしれませんが、いわゆる審議会等の成り立ち、姿が違うというところをもって、それもまた我々としてどうしたらいいかということ絶えず悩んできたところが正直なところでございます。

ですから、こうしたものをつくるとすれば、もう少し制度設計をして委員を選んでいただく。委員会が必要ならば委員を選んでいただくようなことが、この平成の行政の大改革のときにそうしたことがあってしかるべきであったのかなというのが感想です。これは愚痴になりますけれども、そんな思いも持っていますので、今後何か新しく改革するとすれば、そういうことについても御配慮いただくのが大切かなと思うところです。

私からは以上です。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの発表もそうですけれども、その前の内閣府の発表も含めまして委員の皆様から御発言をいただきたいと思いますが、最初に事実関係を含めたことについて

何か御質問があれば、それを承っておいて、お答えを共有しておいたほうが良いと思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉岡委員 前のほうの内閣府の発表資料なのですが、現在の活動状況というので幾つかのカテゴリに分けて整理していますが、1点だけなのですけれども、例えば3ページから平和利用の推進となっているのですが、この辺はタイトルが違うのではないだろうか。あるいは北朝鮮のは12ページに本来は移してしまったほうが良いのではないか。12ページに再掲されていますけれども、だから主に核セキュリティで平和利用の推進というよりも、この言葉にならって言うなら平和利用の担保のための活動で、推進ではないような気がするのです。これをもう少し整理をして、日印については別の後ろのほうに、国際協力に移すなどしたほうがすっきりとすると思いました。

それと、この資料でもう一点あるのですけれども、私流の皮肉な言い方で済みませんが、天動説的な書き方。つまり原子力委員会という地点から見た活動内容ですけれども、原子力委員会の外から、上空から見たときに少し違う絵が見えてくるのではないかという気がしていて、要するにそれは近藤先生がいろいろ書いておられるのですが、原子力委員会が何をやったということが書かれているのですけれども、何をやらなかったか、あるいは何をやれなかったか。例えばもんじゅなどの将来のあり方は文科省がやっているわけですし、外務省の話がここでは随分近藤先生の資料には出てくるし、そこはだから何をやらなかったのかという観点からもう少しまとめてみると、違う図柄が見えてくるかもしれない。

私が原子力委員会、専門委員を初期のころに、大分昔ですけれども、動燃改革推進委員会というものが科学技術庁にできているのです。という形で原子力委員会のもともとやらなければいけないのにやらなかったという、苦渋な近藤先生の文章にも出ているような気がするのですけれども、そういう欠落部分に注目した資料をつくっていただければありがたいと思っています。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

ただいまは資料について御質問というより御意見だったかと思えますけれども、最初の第1点目に指摘されたところにつきましては、この部分になぜこう書いたかという御質問かと思えますので、お答えいただければと思います。

○板倉参事官 先ほど吉岡委員から平和利用の担保というお話でございます。この表はあくまでも法律に書かれた所掌事務に従って分類するとどうなるかという観点で書いたのですが、そうしますと例えば3ページに書いてありますようなプルトニウム利用の基本的な考え方、さらには公表等は炉規制法に基づく措置ではないので、どこで読むかと考えますと、やはり政策に関することで読むしかないなど。そういう観点で後段の炉規制法の話とは分けて書いてございます。

その上で政策に関することで所掌事務を読んでいるなら、どういうふうになづけたらいいのかということで、担保と書くという考え方もあったのかもしれませんが、平和

利用の推進、推進というのは政策を実施するという観点から整理したので、こういうタイトルになったということでございます。

ただ、おっしゃるように実態としては平和利用の担保のいろんな業務がございますので、それを議論する中でこういったことと、さらには炉規制法上の業務はあわせて議論すべきだと考えているところでございます。

○森田座長 ほかに資料の確認等がございますでしょうか。

それでは、近藤委員長の御発表も含めまして、委員の皆さんから御意見を御発言いただきたいと思っております。どうぞ、どなたからでも御自由にお願いたします。古城委員、どうぞ。

○古城委員 今の吉岡委員の質問にも関連するのですけれども、説明していただきまして、省庁の再編が契機になって体制が変わったことによって、原子力委員会の位置づけが非常にいろいろと難しくなるとおっしゃっていたと思うのです。その中でできることをいろいろやられたということで、いろいろと御説明いただいたと思うのですが、その中で本来はやるべきだと考えたにもかかわらず、それがうまくできなかったということがあれば、それは一体何なのか。あるいは、それができなかったのはこういった省庁の再編によった体制の変化によってそういうことになったのか、それとも、そもそも前からのこの改革のやられた委員会の位置づけが非常に障害になっていたと考えるのか、そのあたりのことをお聞かせいただければと思います。

ここの限られた中でこういうことをやられたということについては御説明いただいたと思うのですけれども、やるべきだと思ったけれども、このような体制ではできないことが一体何で、それがどうしてそのようなことになったのかということ、もしあれば教えてくださいたいと思っております。

○森田座長 近藤委員長、お願いいたします。

○近藤委員長 どこかにも書いてあると思っておりますけれども、平成の大改革、行政改革の結果として原子力委員会はどう変わったかということについては、委員長が大臣か何かということよりは、私の理解ではそれまでというか、事務局がつくった資料は中途半端に1995年ぐらいで線を引いているのですが、あれが象徴していますのは、やはり原子力委員会が生まれた昭和30年からずっと事実上、原子力委員会は8条機関といいながら、実態としてはすこぶる行政委員会的に機能してきたと思うのです。科学技術庁原子力局の上にある、言わば科学技術庁長官を委員長とする委員会がファイナルデシジョンしているという構造ですから、ほとんど行政。しかも事務局は確かに調査室の十何名とおっしゃるけれども、動力の問題は動力の開発とか放射線については何を考えるという、その原子力局の全ての課がいろんな意味で原子力委員会の下部の専門的議論について事務局機能を果たしてきたわけなのです。

そういう意味で実に行政委員会的に機能していたと思うのですけれども、それが原子力発電の規模が拡大するにつれて、そこで議論できない、つまり経産省の行っているエネル

ギー政策にかかわる事務がふえてきたということがある。それにかかわってさまざまな国際関係にかかわる問題も生じたということがあって、何とかしなければならないということがあって当時、内閣府というものにそういうような調整権限で横断的な統一的な政策を通して基本方針を議論する場として、審議会を考える中でもってそこが入ってきたというのは自然なんだと思うのです。そういうことがあったということだと私は整理をしまして、やるべきこと、できなかったことのポイントなのですが、そうして審議会にした結果として政府みずからが、みずからの発意を持ってやりたい、やるべきと考えたことは政府がやってしまう。

先ほどおっしゃった動燃改革なんかももんじゅの事故以来、あとはどうするかということも議論され、それは政府として議論をする。それから、2法人等もこれも行政改革の一環として政府として議論する。そういうことについては原子力委員会が、それならば原子力委員会が考えるという格好ではなくて、むしろ政府みずからが審議会をつくって仕事をするという格好でやっていたということで、政府における原子力委員会の何だろうかということについての整理がそういうことで象徴されるように、どこにも何も書いていないのですけれども、内閣がそういうふうに原子力委員会を扱うようになったこともあるのです。そこはやりたいとかやりたくないとか言っている、政府がみずからやるとすれば、我々がそこに出しゃばって行って、原子力委員会みずから出しゃばって行って、これは私どもの権限の世界だということ頑張る必要があるかということになるのだと思います。

そこで、審議会という位置づけであるとすれば、それは決定すると所掌事務には書いてあるのだけれども、審議会であるという整理もまた内閣府設置法か、国家行政組織法の定義にはそう書いてある。そういう中でもってそこはみずから決めることか、対立的にならざるを得ないところか。みずから決めることは、みずからやれることはやったけれども、政府がみずからの意思でやることについては当然のことながら口を出す必要はないということで、口を出さなかったということになります。

エネルギー基本計画もそうでした、あの法律も議員立法でできてしまったわけですがけれども、そこには経産大臣は関係閣僚の意見をきちんと書いて、関係閣僚の中に原子力委員会の意見を聞くとは書いていないのです。そういう法律ができてしまって、国会が原子力委員会をそう整理したという面もあるのです。その中で私どもとしては何をしなければならぬか、するべきかは絶えず悩みながら、そういうところについてはなるべく実質的には意見を申し上げられるチャンネルはみずからつくって意見は言ってきたつもりですが、委員長が顧問というか、相談役としてそういう政府の会議に呼ばれて発言をするという機会を与えられるという格好で、政府としては原子力委員会はそういうふうな位置づけで存在は認識したとして扱っているということも言えるかもしれません。しかし、とにかくそういう格好で原子力委員会がこの霞が関に存在していたということなのだろうと思います。少し第三者的ですが。

○森田座長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 近藤先生ありがとうございました。

先ほどの先生のお話ですと、現在の原子力委員会の事務局の陣容では大綱をつくるのは難しいというお話がこの資料にも記載されています。2010年の暮れから新大綱をつくろうということで作業を始められて、結局、それをやめられたわけですが、今の大綱、平成17年につくったものを見ましたら先ほどの資料ですと24名ぐらいの体制でやっているのですが、多分そうすると、その経験からしても不十分だとお考えになったのだらうと思うのですが、この新大綱を結局つくっていないわけですが、この新大綱をつくる時に近藤先生なり、あるいは現在の事務局の幹部の方が事務局体制を拡充するように抜本的に強化するようお願いしたのか、あるいは各省に分かれたままで、そこできちんと支援してほしいということをお願いして、結局それがうまくいなくて、そのまま新大綱に来たのか、そのあたりいかがなのですか。

○近藤委員長 2004年のときはそこに書いていたと思いますけれども、私は委員長を引き受けるときに各府省から必ずお手伝いしますという暗黙の了解をいただいていたこともありまして、大綱策定作業は準備段階から各省に所掌事務については議論させていただき、資料も用意させていただくということをやってまいりました。ですから、この数字には出ていない職員の方にも随分お手伝いをいただいたこともございます。

それから、新しくやろうとした2010年10月の取り組みについては、したがって、それと同じことができる方という前提で作業を開始したわけです。その前に若干の議論をし始めたということがございます。ただ、事故が起こって事務局、経産省自体もそんなことやっている暇はないという状況になってしまったところでございますし、もう一つは皆さんが原子力委員会と行政庁の関係まで問題にすることになりましたので、大変行動範囲が制約されたことがございまして、大変難しくなったなと思いつつ、しばし会合を重ねたということでございます。

○森田座長 よろしいですか。

○増田委員 もし仮に原子力委員会でこういう最上位の計画なり、大綱なのかもしれませんが、作ると言った場合には閣議了解と書いておられるわけですが、暗黙の了解ではなくて、今までは暗黙の了解的な形でやったわけですが、きちんとそういう格好のものが明示的に必要だと御判断されたということですか。

○森田座長 よろしゅうございますか。

御承知のように、大臣の事務方に対するグリップは明らかに変わったという認識は持っておりまして、したがって、省庁間のつき合いについても大臣の了解なくしては事務方も動けないと率直におっしゃっていただきましたので、それは当然のことなので、少なくとも閣議了解のような格好でもって、原子力委員会について各省協力するべしということについての了解がないと、事務方は動けないだらうと思っています。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 近藤先生、ありがとうございました。

原子力委員会の組織のあり方を考える上では、どういう機能を果たすべきかというところが一番大事だと思ひまして、今、御説明いただいたのは、これまでどのような機能を果たしていたかということでしたが、その中で非常に興味深かったのは、あいまいなところがあるという御指摘だと思ひます。

前回は申し上げたのですが、平和目的の担保というのが我が国独自のものとおっしゃっていますが、原子力委員会の担うものとして非常に特徴的であるし、大事だと思ひますが、何を平和目的の担保としてできるかという話が保障措置と核セキュリティの問題とか、いわゆる安全との絡みで規制委員会の所掌とのどちらに入るか。本当の意味で平和目的の担保をするのであれば、もっとやることがあるのではないかという御指摘なのかなと思ひたのですが、必ずしもなかなかそこにやれることに限界があるという御指摘でしょうか。ここの読み方がわからなかったのです。

○近藤委員長 例えば原子力基本法ができたころ、保障措置もなければ核セキュリティもなかったわけです。それが時代とともにこれが重要となり、かつ、国際的な制度が定まり、あるいは国内制度が定まってくるとなると、国内制度が定まると規制の一助に加わる。昔の規正法のワーディングだと、国際約束という格好で何でもいいけれども、国際的な約束は規制法上だと書いてあるのです。それがやや今回は少し具体的なことについてビジビリティな書き方になっているのですけれども、依然としてそのところは原子力基本法の議論のところ、例の新聞ダネになったのは安全保障という言葉が入ってきたのは一体何だということになるのではないかと。そこは私もからすれば核セキュリティであり、保障措置がそれを意味することで、それが作用としての規正法に反映させているという整理をしたわけですが、申し上げたいことは、平和の目的を担保することのツールが時代とともに進歩と言うべきでしょうね。今後も進歩するに違いないと思ひています。

例えば今やセキュリティ・バイ・デザインとかセーフガード・バイ・デザインとか、設計という行為の中でも既にそういうコンセプトを織り込んだらいいのではないかと。あるいは核不拡散と整合性の強い技術を使うべしということは、いつか国際約束になるかもしれないのです。そういう意味で、そこはムービングなところがあるわけで、そういうところについて目配り気配りしながら、これはこの時期、規制等に入れるべきかどうかという判断することがどこかでなされ、それは国会の仕事と言え一義的にはそうだと思うのですが、そういうことについて研究開発をし、環境をつくっていくということは誰かがやらなければならない。それは先ほど少し申し上げたように財務省の取り組みについてもまだ出ていないけれども、何となくこのほうがいいかなということについてどこかで議論していて、それを持ち上げていくという場はどこにあるべきかという議論とつながるものがあると思ひますが、そういう意味のことが原子力委員会としては引き続きどこかに担保されたほうがいいなという思いを持っていることを申し上げたそうです。

○小幡委員 ありがとうございました。

個人的に言うと、やはりこの平和目的の担保というのは、ある程度は規制委員会、規制庁のところでできるかもしれませんが、非常に我が国にとって大切なことなので、原子力委員会としてダブルであっても、これをきちんと見ていくことは必要ではないかとは思っています。

もう一点、長計と大綱については、基本的には原子力委員会として原子力を専門に見ている人、そこでの大綱、計画なので、例えば我が国がどういうふうにもエネルギー、原子力発電を持っていくかというようなことについては、ここの原子力委員会で決めるという話ではないと思うのです。そうすると、そういうことについてはほかのところで決める。今までのどちらかと言うと長計などは割とそうしたことまで書かれていたような気がしますが、最近はできない状況だと思うのですが、どこまで大綱あるいは長計でやるかということです。ただ、このバックエンドについてはいずれにしても原子力の話なので、原発をやっている以上、出てきてしまう後処理問題なので、それをどのようにするか。これはどこかで決める必要があるというところで基本的な枠組みをきちんと決めるというのは、あるべき機能ではないかと思って拝聴いたしました。

○森田座長 それは御意見として承ってよろしいですか。

では、佐藤委員。

○佐藤委員 私自身まだ頭がよくまとまっていないのですが、近藤先生が言われたこと、あるいは小幡先生が言われた平和の担保等の絡みも含めて、私なりに今のところの感じを言わせていただきたいと思うのですが、先ほど平和利用のためのツールが国際的にもどんどん新しいものが次々に出てくるというお話もありましたけれども、これから先考えても、今あることだけで終わりということではないのではないかと思うのです。それを原子力委員会の機能等に置きかえて考えると、既存の機能の中のこれとこれを原子力委員会がやったらいいということを超えて、原子力委員会というものの存在、いろんなことに対応できる原子力委員会が当然存在していることが大事ではないか。

私はなぜそんなことを考えるかといいますと、日本が核武装するのではないかという不安は実は御承知のように日本国民が思っている以上に、海外では強いのです。外国のことを疑ってかかるのは当然かもしれませんが、アメリカの中でも今でもそういう議論は消えませんし、現に国内からもそういう議論が出るせいもあるのかもれません。

そういうときに原子力の平和利用を日本の立場として原子力基本法にのっとなって担保していくという第一義的な責任を持つ組織として、原子力委員会というものが存在することが大事なのではなかろうか。それは逆に言うと原子力規制委員会の中で済むのか。私は原子力委員会を例えばここで日本がなくすという決定をしますと、よけいな疑念を生むのではなかろうかという気すらするのです。

ですから、平和利用の担保、前回、小幡先生も強調されていますけれども、担保する第一義的機関として、そして、今、想定されていないような事態も起きてくるかもしれない。そういうことに対する備えも含めて、原子力委員会の存在価値をもう一回考えてみて、そ

れが必要であるというのであれば、それに応じた体制を組む、あるいは委員会としての位置づけもそれに応じたものにする。それが大事ではないかと今のところ思っています。まだ十分整理ができないのですけれども、そんな感じがいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

橋川委員、どうぞ。

○橋川委員 済みません、飛行機がおくれて遅刻しました。申しわけありません。

近藤委員長、どうもお話ありがとうございました。私がお話を聞いていて一番びっくりしたのが、最後のところで諮問権者がいないという話が出てきたのですけれども、それで単純な質問なのですが、原子力委員というのは誰がどういう基準で選ばれているのかという点を聞きたいし、もしそれを変えるべきだとしたらこうすべきだという御意見があったら伺いたいと思うのです。

私は2～3回、原子力委員会に呼ばれて意見表明したのですけれども、率直に申し上げまして、5人の委員の中で原子力に詳しい人と詳しくない人がいるなという感じもしました。常勤の人よりも非常勤の人が詳しいなという部分もありました。全部がそうでないのですけれども、そういうこともありましたし、そこがよくわからなかったのです。ただ、考え方によっては、ある意味では専門のプロだけではなくて、消費者の代表の人みたいな方も原子力委員会に入るべきだという考えがあるのかもしれないなと思ったのです。要するに誰がどういう基準で選んできたのか。それをどうすべきか。その辺のところを伺えればと思います。

○森田座長 事務局で何かありますか。

○板倉参事官 御存じのように、原子力委員会につきましては国会同意人事ということでございまして、内閣が責任主体となって候補者を提示して、国会で同意をされるということでございます。

その候補者をどういう形で選ぶかという基準その他につきましては、人事の話ということもございまして、ここでつまびらかにというか、そういうことはできないと思います。なお、実際の候補者の選定作業におきましては、原子力委員会の担当大臣の指示の下、内閣府の原子力委員会の事務局が調査等を行っております。

○森田座長 よろしいですか。

今の確認ですけれども、要するに法律上、制度上、主任の大臣というのは、内閣総理大臣になるということですか。

○近藤委員長 委員会担当の大臣がいらっしゃいますので、一義的にはその担当大臣が総理と相談されて、官房長官等々とお決めになっているという整理が適切だと思います。

それから、これは常に問題になることですが、専門技術的な検討のために行政委員会の委員会スタイルをとるといことは言いつつ、しかし、たった5人の専門家で全ての専門をカバーできるはずでもないわけですし、私はむしろ自分のことを言うのは格好悪いのですけれども、ある種、優れて常識的な人を5人選んでいるという整理のほうが正し

い。それが適切な専門家の意見を整理して、最終的な意思決定をするという成り立ちと整理したほうが、この5人の委員を選ぶという趣旨からすると適切なのかなと思っているところでは。

○森田座長 よろしいですか。

では、吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 若干ちやかすような表現になるかもしれませんが、私は福島事故が起こる前までは原子力委員会はなくなってもいいと思っていたわけですが、その後、意見が変わりまして、なければならぬというふうに思いました。つまり重要な仕事ができたといいふうに思っています。

つまり原発を減らしていく、あるいは相当の基数がデコミッションされるというような、あと、廃棄物や使用済み核燃料をどうするかということがほとんど展望がないままになっている。こういうところを解決する全体調整をやるというのは、原子力委員会しかないような、ほかではしんどくてこういう総合的、計画的な形で進めるためには、ぜひ必要だと思っております。いかがでしょうか。

○森田座長 今のは御意見ということでよろしいですね。ありがとうございます。

実は時間が押しております、もう一つアジェンダもあるものですから、きょうのところはこの議題についてはこれくらいにさせていただきたいと思えます。

また追加的に次回までに何か資料等、御要望がある場合には事務局に御連絡いただきたいと思えます。

それでは、続きまして3番目の議題に入らせていただきたいと思います。原子力規制庁から原子力規制委員会にとっての原子力委員会の役割などについて御説明いただければと思えます。よろしく願いいたします。

○鮎川企画調査官 原子力規制庁の鮎川でございます。よろしく願いいたします。

本日御説明させていただきますのは、原子力規制委員会取り組み全般を一通り御説明する資料を御用意いたしました、時間の関係がございますので、とりわけ原子力委員会と関係するようなところをかいつまんで、あわせて規制委員会はどのようなものかということも少し触れながら、10分程度で御説明させていただきたいと思えます。

2ページ、原子力規制委員会でございます、御案内のとおり昨年の通常国会で議員立法によって設置法が通りまして、9月19日に設置をされたものでございます。1つの大きな考え方としては、原子力利用における推進と規制を明確に分離する。下のポンチ絵をごらんいただきますと、経産省、文科省と言わば推進を担っている官庁の中に規制部局があったところを全て分離して、原子力規制委員会に一元化をしているということでございます。

さらにこれにつきましてはいわゆる三条委員会ということで、独立して職権を行使するというで明確に分離をし、独立した判断をするという機関として設置をされてございます。

さらには原子力安全規制だけではなくて、先ほど近藤委員長からお話のあった核物質防護、核セキュリティの話あるいは保障措置、セーフガード、いわゆるセーフティ、セキュリティ、セーフガードで3Sと呼んでおりますが、これを一元的に所管する組織としてつくったというものでございます。

あわせてセーフティの一環でございますが、防災の観点からもこれは規制委員会だけではできません。いろんな防衛省、国土交通省、さまざまな省庁がかかわってきますので、おめくりいただきますと平時の原子力防災会議という会議体を新たに設けまして、平時からそういった関係省庁が連携して防災の備えをするという組織ができ上がってございます。この中で原子力規制委員会の委員長がそれぞれ、原子力防災会議の副議長あるいは原子力災害対策本部の副本部長にあらかじめアサインをされているということでございます。

次のページでございますが、5人のメンバーでございます。全てそれぞれ専門がございまして、田中委員長は旧原研の副理事長等もやられた方でございます、もちろん原子力工学の専門でございます。

島崎委員は地震の関係の専門家。

更田委員は重大事故対策の御専門。

中村委員は核医学の専門ということで、放射線に対する人体の防護という観点から主に防災を担当している委員でございます。

大島委員は元外務省の外交官ということで、国会事故調の委員でもあったということで、主に国際的なセーフガードあるいはセキュリティの関係を担っていただいている委員でございます。

次が組織図でございます、この中で原子力委員会と関係のあるところでは下から4つ目の原子力防災課というところが核物質防護を担っております。下から2番目のところの放射線対策・保障措置課が保障措置を担っている課でございます。それぞれ担当の専門の室長がおります。特に核物質防護につきましてはそれぞれ9個の分室を全国に置いてございます。あとは安全規制管理官の中でBWR型とかPWR型といったような形でそれぞれ管理官、課長級の者がおりますが、この原子炉等規制に基づく審査の際に原子力委員会に対して意見聴取をする担当がここにございます。

次おめくりいただきますと原子炉等規制法の改正ということで、これは主にセーフティの話でございます。重大事故対策を新たに義務化したとか、あるいは既存の許可施設に対しても最新の基準を適用するバックフィットといったことをさまざま、かなり大幅な改正を原子力規制委員会設置法の附則でやっておりますが、今回余り原子力委員会で大きく関係するところではございませんので、中身の説明は大幅に省略をさせていただきます、9ページをごらんいただきたいと思います。原子力委員会との関係ということでございますが、原子炉等規制法に基づきまして原子力にまつわる各事業について許認可を行ってございます。

そのうち、原子炉の設置、使用済み核燃料の貯蔵、再処理の事業の許可等につきましては、その許可基準に平和目的以外に利用されるおそれがないことという基準がございます。これにつきまして原子炉規制委員会のほうで原子炉等の設置がどういう目的で設置されるのか、あるいは事業目的が何であるのか。あるいは使用済み燃料がどういう方法で貯蔵管理されるのかといったことを審査いたします。その際に原子力規制委員会は、その点につきまして平和利用の担保という機能を担っておられます原子力委員会に対して、意見を聞かなければならないという必置の義務ということで法律上、意見をお聞きしている状況でございます。

次の核燃料物質の使用の許可につきましては、これも上の1ポツの事業と同じように平和目的以外に利用されるおそれがないことという基準はございますが、核燃料物資の使用というのは原子炉での使用もしくは使用済み核燃料の再処理等々、上のほうの別の規制で行われている使用を除く使用、わかりにくいのですが、そういうものでございますので、基本的には大学ですとかJAEAですとか民間のラボラトリなんかでやっております研究開発のために使用されるものを想定してございます。

したがって、原子炉で使う、あるいは再処理で使うということと比べまして、非常に小規模かつ短期間のものを想定しているということですので、わざわざ原子力委員会さんのお手を煩わせるまでもなく審査は可能であろうということで、原子力委員会に対する意見聴取規定はございません。

3番の製錬、加工、廃棄につきましては、平和利用目的以外のものに転用されるというのは恐らく余り想定されない事業ということで、そもそも間平和目的以外に利用されるおそれがないという許可基準がないということで、意見聴取規定もないという整理でそれぞれ整理をされてございます。

最後、※印で規制委員会設置前までは原子炉等規制法の目的と、あるいは許可基準の中に計画的利用ということが書いてございました。これが原子力規制委員会設置に伴いまして、利用の推進と規制を完全に分離するという観点から、原子炉等規制法の中で計画的利用というものは一切斟酌をしないということで削除をされております。これに伴いまして、従来であれば計画的利用についても、原子力委員会さんの御意見を伺うという規定があったのですが、それは削除されているということで、現在は平和利用の観点からのみ1ポツにある事業の許可について、あらかじめ意見をお聴きするという制度がございます。

11ページが先ほどの核セキュリティの話でございまして、基本的には従来、文科省あるいは経産省が事業者の規制の中で行っていたことを全て規制委員会に移したというのが11ページでございます。さらには関係行政機関の核物質防護に関する調整というものが規制委員会の所掌事務に加えられましたので、この部分については原子力委員会から我々が継承している事務だと理解してございます。

ですので、まず11ページから原子炉等規制法に基づく核物質防護の規制でございます。核物質が盗まれたり、あるいは核施設が破壊、妨害行為を受けるといったことから防止を

するということで、そういったことに対する措置を事業者に義務づけるものでございます。制度につきましてはまずは設計基礎脅威（Design Basis Threat）といった核物質防護に関しての潜在的な内部、外部の敵の属性とか性格をまとめたものを、原子力規制委員会が策定をして事業者に示す。ただ、これは具体的な内容は、一般には公開されない内容でございますが、これを事業者にお示しをして、それに基づいて核物質防護規定、自分たちの施設をどう守るかというのを事業者が作り、それを規制委員会に申請をして認可を受ける。具体的に防護措置を例えば防護区域の設定あるいは障壁で区画して妨害行為あるいは詐取行為を防ぐといったことを具体的に事業者がやり、その措置がちゃんとしているかということ、これを核防護物質検査官、これは規制庁のスタッフでございますが、これが確認するという形で事業者の核物質防護措置についての義務づけを担保しているというのが、原子炉等規制法に基づく核物質防護についての規制でございます。

もちろん核物質防護は事業者だけではございませんで、特に治安機関、警察ですとか海上保安庁といったような組織と連携をしながら、例えば原子炉施設については警察が24時間警備をしておりますので、そういったような観点から彼らとも連携をとりつつ、今後核セキュリティをどうしていくかということ、今、議論をしております。それが12ページでございます。

核セキュリティに限らず、先ほど御紹介した委員5人だけで全てを議論するのは不可能でございます。セーフティの部分もセキュリティにつきましても、基本的には外部の有識者の方を招いて、こういったさまざまな検討チーム、検討会を設けて議論をしております。そのうちの1つがこの各セキュリティに関する検討会でございます。当面取り組むべき課題として信頼性確認制度の導入等々について今、議論をしている。

この信頼性確認制度というのは原子炉の中に入り込む、特に内部職員についてその人の信頼性がちゃんと大丈夫かという調査のようなことをするという制度でございます。これは一方で非常にプライバシーとの関係で非常に機微な課題でございます。今までさまざまな議論が行われてきましたが、まだ導入に至っていない制度でございますけれども、主要国でこれを導入していないのは日本だけということでございまして、今これについて検討しているところでございます。

この規制委員会は非常に公開性の高い委員会でございますので、基本的には全てYouTubeでリアルタイムで誰でも見られるという委員会なのですが、殊、核セキュリティについては全部公開で議論したらだめですので、これからは専門家の中での非公開の議論を進めていくことになろうかと思っております。

続きまして、もう一つの原子力委員会さんとの関係ということでございまして、保障措置、セーフガードでございます。規制委員会は保障措置のための規制の実施を担っております。13ページの2ポツの保障措置というところでございますが、核物質がほかの平和利用以外の目的に転用されないように監視カメラで24時間監視をし、貯蔵中の核物質については写真の真ん中にございまして、封印をして、この封印がもし解けたら自動的に通報さ

れて、どうなっているんだということになる。あるいは査察ということで立入検査をして、実際にこういった転用されないような各種措置がきちんとはとられているかといったようなことを担保する規制をしてございます。

さらには2ポツの(1)にございます計量管理ということで、原子力事業者が核物質の在庫を国に必ず報告し、それをIAEAに規制庁から財務省と共同して報告をするということを毎年行ってございます。

その流れが最後14ページに書いてございますが、今、申し上げたとおりでございまして、原子力規制委員会が基本的には保障措置のための規制を所管してございまして、原子力施設からの計量管理の報告を受け、あるいは逆に査察ということでIAEAとも共同して実際に原子力施設の立入検査をするというようなことを実施してございます。

以上、駆け足でございましたが、原子力規制委員会の御説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

実はあと5分ぐらいしか予定された終了時間までないのですけれども、御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言いただきたいと思います。吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 時間がないので一言だけ言いますと、規制委員会ができたというのは前進だと思っていますけれども、原子力委員会と同じように数年先を見越した政策大綱的なものをつくる必要があると思いますし、それに保障措置とかの活動の方針をしっかりと書き込むことによって、国内外へのある種の宣言として有効になると思いますし、そういう全体方針をどこかで決める予定はないのでしょうか。

○鮎川企画調査官 それは原子力規制委員会の所掌事務についての全体計画みたいな。

○吉岡委員 原子力委員会の原子力政策大綱に準ずる原子力規制政策大綱的なものです。

○鮎川企画調査官 結論から申し上げますと、そういう予定は今のところございません。恐らく原子力政策大綱なり長計なりがあったのは、関係省庁が政府内で多岐にわたるところで、基本政策を原子力委員会で取りまとめて、それに基づいて具体の事務を所掌する各省が指針として照覧できるような形で基本的政策を取りまとめたと理解をしておりますが、原子力の規制につきましては、基本的に原子力規制委員会に一元化をされておりますので、大綱といったような各省横断的な計画をつくる必然性は必ずしもないかなと思っておりますが、委員御指摘のように外に対して今後の規制委員会の活動みたいなものをアピールするというのはあり得る話でございます。

ただ、今まだ設置されて間もない組織でございまして、当面、先ほど説明をほぼ省略してしまいました炉規法の大改正の施行で今、極めて多忙な組織でございまして、そこら辺は長期的課題としてお聞きさせていただければと思います。

○森田座長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 済みません、私も一言、1点だけですが、先ほどの近藤先生の原子力委員会は国民とのコミュニケーションというか、国民への政策の説明、うまくいっているかどうかは別にしても、いろいろ試みておられるわけですね。原子力規制委員会の仕事として、

そういう国民とのコミュニケーションをどうとるのかということをご皆さん意識してやっておられるのか、あるいはそういう仕事をするのがちゃんと仕事の射程距離に入っているのですか。

○鮎川企画調査官 我々は意思決定の過程の透明性を非常に大事にしている組織でございます。先ほど申し上げましたが、意思決定過程の委員会は全てYouTubeで公開、誰でも傍聴できるというものも含めて、非常に我々も透明性の確保というのは、組織理念そのものの1つにあるものとして認識してございます。

○増田委員 多分その認識は違っていると思っていて、公開をする、YouTubeで出すというのは見たい奴は見るということなのですが、これは今、当たり前だと思うのです。

私が言いましたのは、どれだけ国民と積極的にコミュニケーションをとっていくのかという、そのコミュニケーション能力というか、コミュニケーションそのものの話で、例えば原子力あるいは原発が安全かどうかというのは、皆さん方が一番そこに関与しているわけですから。

多分、国民は安全よりも安心感を求めているのですが、これは人によって違うので、やはり基本的に安全だということがきちんとはっきりしていなければいけないと思うのです。そうすると、それはかなり地域の住民とのいろんなやりとりが必要なのではないかと。すなわち、フランスであればCLIのような地域情報委員会のような組織が原発ごとにできていて、いろんなステークホルダーがそこで議論して、例えば安全当局に物を言いたいというときは、安全当局に物を申すルートというのが開かれていると思うのです。これはスウェーデンでも私が最終処分場の調査に行ったときにも、そのことを相当強調していた。やはり連絡体制の不備があれば地域住民も非常に不安感が増すので、全部の原発にこういうような連絡体制をきちんととるような義務づけをすとか、地域住民というのはいろんな安全についての要望もあるので、それをオープンにきちんと聞くというルートをつくっていく必要があって、それは一人一人の国民であれば大変かもしれませんが、であればこの原子力行政についてきちんと住民を代表している存在かどうか、若干私も疑義がありますが、とりあえず自治体の首長と規制委員会がきちんと議論するような場を常に設けておくとか、何かルートをつくっておかないといけないのではないかと。

実は、ここまで申し上げる背景は原発を推進する立場での首長のみならず、原発についてかなり距離を置いていると言ったら言い過ぎかもしれないが、そういう首長にも会って聞くと、どうも原子力規制委員会とのルートがないということについて、極めて批判的な意見を持っているように思うのです。今原子力規制委員会がスタートしたときですが、この時期が一番大事なので、住民そのもの、あるいは住民を代表するような代表者とのきちんとしたコミュニケーションのルートをつくっておくべきではないかと。これは別に答えは要りません。私の意見であります。

○森田座長 ありがとうございます。

もう時間がほぼまいりましたけれども、よろしいでしょうか。

○山本大臣 いろいろとありがとうございました。私は発言しない方がいいと思うので、きょうも我慢していたのですが、1つだけ申し上げると、原子力委員の任命の話で、事務局が言ったとおり国会同意人事ですから、内閣が責任を持ってきちんと国会に示すということで、もちろん事務局がいろいろと案もつくりませんが、担当大臣である私が知らないということはありませんし、私のいろいろな判断もありますし、官房長官の判断もありますし、官邸がいろいろと判断をするときもありますので、いろんな要素で決まりますが、そのまま事務局が決めるということではありませんので、それだけ申し上げておきたいと思います。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、本日の議論はこのくらいにさせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、日程等につきまして事務局から御連絡をお願いいたします。

○石井参事官 次回は8月20日火曜日、10時から12時で開催する予定でございます。

これまでの指摘事項に対する回答の後、外務省、経済産業省、文部科学省からヒアリングを行って、引き続き御議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、1分ほどオーバーしましたけれども、時間どおりと思いますのでこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。